

因州鳥取藩大坂借財関係史料2 — 錢屋佐兵衛「諸家貸」より「因州家老」 —

須賀博樹*

The debt documents relates to Osaka in the Tottori clan, vol.2.
"Inshu-karou", the document of "Shokegashi".

Hiroki SUGA*

はじめに

本稿で紹介する史料は、大坂両替商逸身家錢屋佐兵衛（以下、錢佐と略記）の「諸家貸」より「因州家老」の部分で、その具体的内容は天保一三年二月（明治四年一二月（一八四二〜一八七二）である¹⁾。前稿の「諸家貸」より「因州」でも述べたように、この史料は、錢佐に残された膨大な逸身家文書（大阪歴史博物館寄託）の中の主要経営帳簿の一つにあたる²⁾。



写真 上) 「諸家貸」(嘉永元年～明治32年 [大阪歴史博物館寄託 逸身家文書7-1])。

写真 下) 「諸家貸」[7-1] より「因州家老」「因州鳥取 松平因幡守様 御家中分」の開始見開きページ。

この「因州家老」で錢佐が貸付をしたのは、基本的には鳥取藩の支藩や家老クラスである。大名貸の研究では本藩の動向が当然注視されるものの、支藩や家老クラスでの大坂との経済的關係については史料の限界も存在する。「諸家貸」は錢佐からの貸付の窓口だが、ある程度長期に、錢佐と支藩や家老クラスとの経済的關係において鳥取藩が如何に関与していたかを示す史料でもあると考える。

しかし、錢佐からの貸付や藩側の出銀事情については不明な点も多いため、「鳥取藩政資料 家老日記テキストデータベース」と「錢佐日記」から、関連する箇所を補っていくことにする。

1 錢佐からの借入人物

「諸家貸」の「因州家老」で出てくる人物は、出てくる順で荒尾千葉介（以下、荒尾と略記）、津田筑後（以下、津田と略記）、荒木又之丞（以下、荒木と略記）、真田平四郎（以下、真田と略記）、松平長門守、池田、乾八次郎（以下、乾と略記）、蔵屋敷御番衆、松平淡路守、近藤類蔵（以下、近藤と略記）、裕之進である。

* 青山学院大学

〒 150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

Shibuya 4-4-25, shibuya-ku, Tokyo, 150-8366 Japan

[受領 Received 30 November 2018 / 受理 Accepted 15 January 2019]

それでは、鳥取藩家中でどのような人物が錢佐から借銀をしていたのか、それら人物について簡単に説明していきたい。

荒尾千葉助（荒尾千葉之助恒就）

文政四年（一八二二）一〇月に四歳で家督を命じられる。天保三年（一八三二）七月、七年間の居在郷の後、同九年一月から家老職に補せられたが、安政元年（一八五四）一〇月に病気で職を退く。安政五年八月、軍式改正により、従来の組士足輕を返納して、寄合組十人・使役・諸隊目付各一人を附属とし、別に鉄砲一隊・銃隊一隊を預け遊軍旗頭となった。文久二年（一八六二）七月に再役して軍式方総督へ、同三年六月には藩主池田慶徳上京に従い国事周旋に奔走し、一〇月に藩主と共に帰国した。元治元年（一八六四）四月、京都詰を命じられるも病気で行けず六月に辞職した。第一次長州征伐の際は石見三隅港に駐屯しており、慶応二年（一八六六）八月には国事多端で政事加談を命じられ、同三年正月には軍事大奉行を兼ね、九月には三度職に復した。明治二年（一八六九）三月に藩主の東京御用に従い、八月には藩知事家令へ転じる。同三年九月に少参事となり神務を分掌したが、同四年の廢藩置県で職を退き、その後は神道に身を捧げて黒住教大教正となる。同三年七月、八一歳で没した³⁰。

津田石見（津田石見元統）・津田筑後（津田筑後元亮）

「諸家貸」では「津田筑後」とあるが、借用した天保一三年、付出された嘉永元年（一八四八）は津田石見であるため、両者について説明する。

津田石見は幼名熊之助、後に石見へと改名した。兄津田筑後元貞が死去し、子がいないため継嗣となり、天保一一年八月に家督を相続した。同一年九月、御帰国御礼使者を勤め、同一年五月には家老職となった。弘化三年（一八四六）五月、鳥取城二の丸再建工事の尽力により賞されている。嘉永三年五月に藩主池田慶栄の死去に伴い、津田石見は江戸へ赴き、慶栄継嗣の件で奔走したが決着を見ないまま、九月七日に津田石見は江戸で病死した。子がいないため、兄津田筑後元亮が家督を継いだ。

津田筑後は幼名長五郎、後に筑後へと改名した。嘉永三年九月に弟津田石見元統の継嗣となり、一二月に家督を相続した。同五年閏二月、御帰国御礼使者を勤める。安政五年八月に軍式改正で、従来の組足輕を返納し、改めて

奇師一人・番頭二人・御使役と諸隊目付各一人を附属とし、他にも砲隊一隊を預かり、旗頭になる。万延元年（一八六〇）六月に死去、子はいないため鶴殿雄次郎を養子とした⁴⁰。

荒木又之進

「諸家貸」中では「荒木又之丞」と記されている。初名は伊左五郎、後に又之進、又右衛門、隠居後は節也へと改名した。文政一〇年一二月に父平馬の跡を六〇〇石で相続した。同一年六月に御使番、天保二年御普請奉行となり御筒一〇挺を預けられ、天保四年五月に御用人役となり御筒二〇挺を預けられ、同九年八月には御判物となる。同二年の正月には於素様入輿御用懸り、閏正月一二月には泰姫様御附兼帯を勤めている。江戸で長詰になっていたが、弘化三年一二月には御知行九〇〇石を仰せ付けられた。同四年より又右衛門と改名し、六月には御勝手方懸りになった。嘉永元年二月に御手元御内御用懸りとなったが、一〇月に剃髪が許され引退し、家督は又右衛門実子の又之進が九〇〇石を継いだ⁵⁰。

真田平四郎

初名は幸之助、隠居後は剃髪し魚淵と改名した。寛政八年（一七九六）四月に親の兵左衛門の跡三〇〇石を継ぐ。文化五年（一八〇八）より平四郎へと改名した。文政元年六月に御近習、天保二年九月に御目附役を仰せ付けられ御忍三人を預けられた。同七年九月に志岐守様御付人になり鉄砲二〇挺預けになり、知行一〇〇石を増された。同一年五月に御用人役へ、同二年には泰姫様御附御用人兼帯を勤めた。

弘化三年五月に二ノ丸御普請で賞される。嘉永五年一〇月に海岸防禦御手当を伯耆国八橋宿・汗入郡淀江村の大筒一七挺で勤めたが、安政元年一二月にかねてからの積気がすぐれず、且つ老年のため悴の元次郎へ家督を譲る⁶⁰。

池田（通称山池）（池田兵庫介之貞）

幼名は若太郎、兵庫介を名乗った後に日向と称したが再び兵庫介に復す。天保八年一〇月に家督を命じられ、同九年一二月に七年間の居在郷をなす。同一年七月に家老職を命じられ、江戸藩邸に居る。嘉永元年に藩主池

田慶行が死去し、前田家より慶栄が藩主となったが、長州藩主毛利齊熙未亡人法鏡院夫人（六代藩主池田道娘）が来ることで内事を監督するものの、老女松岡が夫人に佞事し、御用人不破平馬と結び専横を行う。後に之貞は、平馬の専横を公にして職を奪い、松岡を放逐し藩邸肅清を実行する。同三年に藩主慶栄は初の入国に従っていたが、慶栄は伏見邸で急死した。之貞は鳥取へ帰国後は勝手方係御根取等を命じられた。安政五年九月の軍制改正で組士足輕を返納し、番頭二人・使役・諸隊目付一人を付し御旗本詰軸将を命じられる。文久元年九月に職を辞したが、元治元年七月に職儀再勤を命じられ家老職へ復帰して京都・大坂間を奔走する。慶応三年五月に隠居し、明治五年二月に享年六四歳で没した⁷⁾。

乾八次郎長明

幼名は清之助、後に八次郎へ改名。文政九年九月に家督を相続し、天保元年正月に元服して四月に家老職に補せられた。同九年九月に泰姫様御引移御用懸を命じられている。同一三年九月に多年出精のため、先に収公された五〇〇石を返し、家禄高五〇〇石となる。また、同一四年六月には幕府御用の利根川分水路印旛沼工事で惣奉行を勤めたことから、弘化元年八月に幕府より時服と銀を賜わる。嘉永元年六月に職を辞し、同三年六月に御帰城御礼使者を勤めて七月二八日に江戸でその任務を完了した。この時は、藩主池田慶栄の死去直後で、後継者が定まらず喪も発せられていなかったためである。同七年五月に藩主池田慶徳の御帰城御礼使者を勤めたが、帰国後の同年閏七月に病死した。家督は子の乾雅楽之助徳脩が継いだ⁸⁾。

松平長門守（鳥取支藩西館七代） 松平長門守定保

文化二年七月鳥取に生まれる。同四年一月に兄の貞興の死去に伴い養子となり、同五年正月に江戸へ赴き、二月四日に家督を命じられた。同九年の鳥取大火の影響を受けて西館が火除地となる都合で、官内門内に土地を賜って西館を沢市場から移転した。

文政二年二月一九日に一代將軍徳川家斉に拝謁し、同五年十二月二六日に従五位に叙し、長門守を称した。文政八年十二月に岡部美濃守長慎（和泉国岸和田藩主）の女を娶る。

文化一一年四月に本所御蔵火之番を命じられ、この後も諸門警衛等の公役

を勤めた。文化一一年一月には京都二条城大番頭、天保三年七月には大坂城定番、天保一一年六月には駿府城加番を命じられている。天保一四年二月の鳥取城内武器庫の失火の際、定保は鳥取の館にいたが、単身登城して防火指揮を執った。弘化四年七月一七日に江戸で病死した⁹⁾。

松平淡路守（松平淡路守清直）（鳥取支藩西館八代）

文化九年江戸に生まれる。東館仲雅の八男で仲律の弟に当たり、母は家の女房市野氏である。弘化四年七月の定保の死去に伴って養子となり西館へ移った。この時、清直は三六歳で、一月二八日に家督を命じられ、一月二五日には二代將軍徳川家慶に拝謁し、従五位下に叙され、淡路守と称した。嘉永元年四月に幸橋門警衛を命じられ、これより院使館伴・諸門警衛等の幕府の公役を勤めた。嘉永七年正月にペリーが浦賀に再来すると、藩に属して兵を本牧に出した。安政五年八月六日に江戸で病死。享年四七歳。一男二女は夭折していたため、東館仲諶の長男の清緝が家督を継いだ¹⁰⁾。

近藤類蔵（七代類蔵）

小林専右衛門次男で文化三年正月に近藤恰の養子になった。文政九年七月に恰が剃髪したことで、類蔵は家督三〇〇石を相続した。

文政九年十二月に御勤役になり御持筒一挺、同一一年九月に御国勝手になった。天保元年十二月に江戸御留守居役を仰せ付けられ、同二一二年は江戸詰めであることが多かった。江戸詰めの間には、日光御宮御修復御用の御用、於儕様御入輿御用懸り、傭姫様御入輿御用懸り、恭姫君様御附兼帯を勤めている。同一一年十二月には知行四〇〇石になった。

また、類蔵の先祖の墓所は赤崎にあるが麓略になっていた。そのため天保七年四月に、七月の養父の七回忌に際して、江戸国元往来の外に一〇〇日の御暇を願い出て認められる。この年の五月末に鳥取に帰着し、六月に伯州赤崎の専称寺へ赴き、九月に江戸に帰着した。

弘化二年十二月には合力米二〇〇俵を遣わされ、この合力米は後に三〇〇石に直された。

同三年には二ノ丸普請中に御用向きを勤めた。嘉永元年には御輿御住居等の模様替御普請懸り、若殿様御引移御用懸り、御睦様御引移御用を勤めている。同三年五月に藩主池田慶栄が伏見表で急死した際には急ぎ出足を命じら

表1 錢佐「諸家貸」目次

見出し	書き出し
1 附込	
2 新公債	新公債証券
3 高鍋	日州高鍋 秋月佐渡守様
4 高鍋家中	日州高鍋 秋月佐渡守様 御家中衆
5 岸和田	泉州岸和田 岡部美濃守様
6 小田原	相州小田原 大久保加賀守様
7 蒔田	備中井出 蒔田左衛門様
8 庭瀬	備中庭瀬 板倉撰津守様
9 金禄	金禄公債証券 軍事公債証券
10 伯太	泉州伯太 渡辺備中守様
11 妙法院	妙法院宮
12 妙法院貸付	妙法院宮 御貸附
13 肥前	肥前佐賀 松平肥前守様
14 肥前年済	肥前佐賀 松平肥前守様 年済分
15 因州	因州鳥取 松平因幡守様
16 因州家老	因州鳥取 松平因幡守様 御家中分
17 記載なし	貳番 肥後熊本 細川越中守様
18 土浦	常州 土屋采女正様
19 徳山	防州徳山 毛利淡路守様
20 永上納分	
21 旧公債	旧公債証券
22 記載なし	貳番 泉州伯太 渡辺備中守様
23 記載なし	予州吉田 伊達従五位様
24 見出しなし	(内容は明治13~32年の旧公債・新公債・軍事公債)
25 記載なし	肥前五島 五島左衛門尉様
26 記載なし	貳番 備中浅尾 蒔田相模守様
27 記載なし	阿波徳島 松平阿波守様
28 記載なし	土佐高知 松平土佐守様
29 記載なし	肥後熊本 細川越中守様
30 記載なし	勢州津 藤堂和泉守様
31 記載なし	土州御家老宿毛 山内主馬様
32 記載なし	貳番 泉州岸和田 岡部美濃守様
33 記載なし	(内容は嘉永元年~明治32年の各年残高)

参考)「諸家貸」(嘉永元年~明治32年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書7-1〕)。

れた。類蔵は剃髪を願い出ていたが、一月に御役御免と隠居が認められ、家督は実子の亥之丞が七〇〇石を相続した⁽¹⁾。

裕之進(松平伊勢守仲立)(鳥取支藩東館九代)
 幼名裕之進。天保一二年一〇月一八日に江戸邸で生まれ、嘉永三年三月に父仲律の死去により五月一六日に家督を命じられた。同七年正月にペリーが浦賀に再来すると本藩も仲立も本牧へ兵を出した。安政二年には將軍徳川家定に拜謁し、従五位下に叙され、左近将監と称した。同四年四月に参勤して常磐橋門警衛を勤め、九月に伊勢守と称し、池田仲諤の娘映子と結婚した。文久三年七~一〇月は藩主に代わり京都警衛に当たった。元治元年六月の池田屋騒動で尊攘派志士や長州藩士が新撰組に殺害され、中旬に長州藩は京都へ向け出兵した。この報が鳥取藩に達すると二七日に慶徳は家老鶴殿主水介以下、津田上総や田村図書らにあくまで京都警衛詰として出兵すべき旨を申し渡した。出兵が明らかになった二七日夜に仲立は慶徳に遺書を残して諫死した。享年二四歳⁽¹²⁾。

表2 錢佐から因州藩家中への差引残高

	貫、匁
弘化4年	340,459.48
嘉永元年	295,834.20
嘉永2年	266,340.23
嘉永3年	225,656.59
嘉永4年	120,970.55
嘉永5年	67,608.25
嘉永6年	64,461.19
安政元年	61,805.13
安政2年	49,180.82
安政3年	47,450.66
安政4年	37,396.66
安政5年	36,084.32
安政6年	34,003.81
万延元年	30,864.11
文久元年	29,434.58
文久2年	27,672.51
文久3年	25,122.82
元治元年	22,682.92
慶応元年	18,686.81
慶応2年	15,028.81
慶応3年	11,271.66
明治元年	7,813.97
明治2年	5,479.12
明治3年	2,646.55
明治4年	0.00

2 「諸家貸」における鳥取藩御家中分
 「諸家貸」の構成について、便宜上その目次を示すと表1になり、「因州家老」は前から数えて一六番目に位置する。錢佐から鳥取藩家中への各年末貸付残高を示したものが表2で、その推移を示すと図1になる。全体の傾向としては、最初の残高が最も多く、嘉永年間(一八四八~一八五四)には後述のように錢佐から藩御家中への貸付も見られるが、返済も多いため年末貸付残高は結果として減少している。そして、嘉永五年(一八五二)以降の残高は通減傾向になっている。

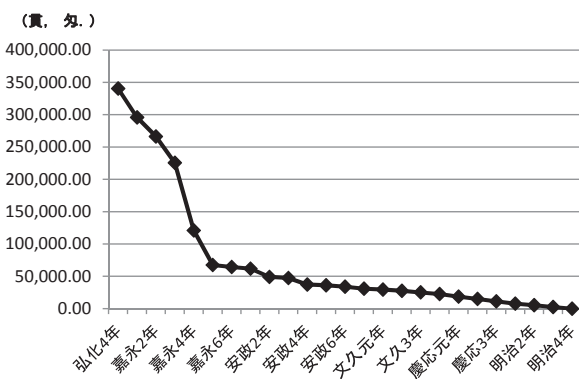


図1 錢佐から因州家老への各年末貸付残高推移

この「諸家貸」は大名貸帳簿の一つだが、貸付先毎に貸付年月日・額・返済年月日が記載されたものである。嘉永元年にそれまでの貸付残高を「付出」すところから帳簿が始まる。「因州家老」の場合では、次の引用史料にもあるように、付出以降に銭佐から貸付されるとその一つ書きの上にもその年の十二支の朱印が押され、返済の一つ書きの上にもその年の十二支の朱印が押される。皆済に至ると貸付・返済の一つ書き共に墨で抹消される^⑤。そのため、筆者が前稿で述べた「因州」での記載方法とは若干異なっている。この背景には、「因州」鳥取藩への大名貸とは異なり、銀高規模も小さく毎年^⑥の差引残高も減少していく一方の性質があるためと考えられる。次の引用史料から貸付と返済について考察を加える。

① 一同六拾三貫五百七拾式匁 ② 松平淡路守様

亥五月三日納メ 六分

(中略)

三月十八日

③ 一同八百八拾四匁 取

真田様分 八分一り式毛

④ 一同老々百六十七匁 ⑤ 取

荒木様分 式分八り九毛

四月十九日

⑥ 一同廿三々三百廿五匁 取

長門守様分 七分三り八毛

八月五日

⑦ 一同廿四貫廿匁 取

淡路守様分 七分九り四毛

十月二日

⑧ 一同老貫式百 取

荒尾様分 八拾八匁三分一り七毛

銭佐からの貸付は、嘉永元年申年より例証する。五月二八日に松平淡路守へ六三貫五七二・六匁を出銀したが、皆済されたのは嘉永亥四年五月三日であることも示されている。

銭佐への返済(返済は「御差別」とも称される)は、同二年から例証する。

まず、^{朱印}△が荒尾千葉介・松平長門守・松平淡路守の三名に用いられており、例外的に安政四年正月六日に荒木又之丞の銀八・九九匁の会計処理の際にも用いられている。更に、^{朱印}◎は荒木又之丞だけで用いられているが、最後の返済となる同四年四月二五日にはその捺印はない。引用史料では、^{朱印}△を帯びる、松平長門守はこの返済でも銀高は残る筈だが「諸家貸」上の最後の痕跡であり(4節で後述)、同じく荒尾の場合はこの返済で皆済になっている。また、^{朱印}△を帯びる松平淡路守、^{朱印}◎を帯びる荒木の返済も見られる。



写真) 写真は嘉永元年部分。左側のページで^{朱印}△は1と5項目で荒尾が、6項目目に松平長門守が、他方^{朱印}◎は3項目に荒木が見える。7項目の5月28日には松平淡路守への出銀がある。

3 付出しの銀高

嘉永元年(一八四八)正月に「諸家貸」上で付出された残銀高は表3になるが、付出されるまでの御家中側の借入と返済について人名ごとに述べることにする。

荒尾は弘化二年(一八四五)二月に二〇貫三五二・四四二匁を借入し、これまで八貫三一七・六三六匁を元入れし、付出では一二貫三四・八〇六匁である。

津田は天保一三年(一八四二)二月に二〇〇貫目を借入し、これまで五一

貫八七六・一三匁を元入れし、付出では四八貫二二三・八七匁である。荒木は弘化三年三月に二五貫八四〇目に借入し、同四年二月に二貫七六〇・〇九二匁を元入れしたため、実質の付出は二三貫七九・九〇八匁になる。

松平長門守は、家老日記の同四年三月二二日条に「大坂表二而御他借之儀、格別二申談」とあり、大坂での借入が本藩から認められ、御樽で申し渡しを受けた。ここでは「御勝手向御差詰二付、御急手之分、先三千六百両余御借入之儀被申立候趣、無御抛次第二は候得共、大敷之金高故、申立之通二は難承届」とあり、本来は急手分三六〇〇両の借入希望を本藩へ出してはいたが、金高も大きくその希望は通らなかつた。そして、弘化四年四月二〇日条には大坂表で錢屋佐一郎より「当四月元御借入」で金二五〇〇両の借入を行った⁽¹⁴⁾。これは「諸家貸」での出銀一五九貫六二五匁と考えられ、金一兩〓銀六三・八五匁で換算されたと見られる。この出銀高から三九貫五六四・〇九八匁が元入れされたため、付出では一二〇貫六〇・九〇二匁だった。

4 嘉永元年〜安政四年の概要

嘉永元年（一八四八）に残銀高が付出されて以降、「諸家貸」上の残銀が近藤・真田の二名だけになる安政四年（一八五七）

表4 嘉永元年〜安政四年の借入等

人名	出銀年	出銀高 貫、匁	事由
荒尾千葉助	嘉永元年	0.832	入違 元銀増
松平淡路守	嘉永元年	63,572.600	借入
	嘉永2年	38,100.000	借入
近藤類蔵	嘉永2年	31,850.000	借入
乾八次郎	嘉永3年	10,000.000	借入
裕之進	嘉永5年	13,000.000	借入(短期)
荒木又之丞	安政4年	8.990	借入(戻り)

表3 付出時の残銀高

	貫、匁
荒尾千葉助	12,034.806
津田筑後	48,123.870
荒木又之丞	23,079.908
真田平四郎	32,000.000
松平長門守	120,060.902
池田	63,850.000
乾八次郎	38,310.000
蔵屋敷御番衆	3,000.000
計	340,459.486

まで、その間における借入と返済について概観していききたい。この間の借入については表4に、返済については表5に示した。

嘉永元年（一八四八）では次の取引が見られる。銀高が大きな借入では松平淡路守が五月二八日に六三貫五七二・六匁を借入し、同四年五月三日に皆済している。これに関しては家老日記にも関連する記述が見られ、同元年一月八日条には「淡路守様御勝手向御差支二付（中略）旧年御差詰之処、近來臨時御出方多、御公務御家政二も懸り候次第」とあり、西館は財政運営に差し支えていたが、近來臨時の支出も多く、公務や家政での支出が増えたため、国元と江戸での経費として二九四七兩二分二朱余を本藩へ求めている。その別紙には「淡路守様江当中暮被進金高」として年末に一三六八兩二分程が西館に渡されるが、内訳には錢佐出銀の六三貫五七二・六匁の嘉永元年五〜二月の利息五五兩二分程が見積もられており、他にも弘化四年二月〜嘉永元年二月（一八四七〜一八四八）の利息見積に、天王寺屋清右衛門出銀の七一貫六八〇目に対して一〇二兩程、西村屋愛助出銀の六四貫目に対して九一兩程が記されている⁽¹⁵⁾。

銀高の大きな返済では、松平長門守が嘉永元年に三度に分け六六貫一二五・三五五匁を返済しているが、その内訳は四月二日に二二貫一八二・〇六七匁、八月三〇日に二二貫八八三・九九匁、二月三〇日に二二貫五九・二九八匁になる。

嘉永二年では借入は二件見られ、まず近藤が三月二六日に三一貫八五〇目の借入がある。次に、松平淡路守が同元年五月の借銀高六三貫五七二・六匁について、同二年八月五日に二四貫二〇・七九四匁を返済し、更に二月二〇日にも六貫五八九・〇一五匁と一五貫九一・〇四四を返済して、計三回で四六貫六〇〇・八五三匁の元入れをしているが、八月三〇日に三八貫一〇〇目の借入がある。この借入の背景には、八月八日条に「御出方多之折柄、御助情等之儀御操合付兼候二付、難承届、尤急手御差支有之趣二付、格別二此度大坂表より左之通御借入御世話被進候」とあり、出費が多い折柄で藩からの助情の繰り合わせが出来ないこともあり、急な出費に差し支えているため大坂での借入を藩が世話したとある。そして「当暮來春之内、又々申立有之候而も難承届」ともあり、同二年暮〜三年春に助情の申し立ては認めないと断った上で、錢屋佐一郎から六〇〇両の借入を行った⁽¹⁶⁾。これは「諸家貸」での出銀三八貫一〇〇目と考えられ、金一兩〓銀六三・五匁で換算され

たと見られる。

嘉永二年における銀高の大きな返済では、荒尾分が二月十九日と一〇月二日の元入れで皆済し「諸家貸」から消える。松平長門守は四月十九日に二三貫三二五・七三八匁を返済したが、疑問が残るのは、この四月十九日の元入れにより「諸家貸」から消えている。付出の銀高一二〇貫六〇・九〇二匁から同元・二年に計八九貫四五一・〇九三匁の元入れをしたことになるが、残銀三〇貫六〇九・八〇九匁の処理については不明である。

嘉永三年では乾が二月一三日に八貫一三四・二五九匁を元入れしたが、一月二五日に一〇貫目を借入れている。

嘉永四年には皆済が二件見られる。松平淡路守は五月三日に三貫九二・九一匁を元入れし、七月一二日に「淡路守様算用詰不足徳得帳へ」〇・〇一匁が加えられて「諸家貸」から消える。他方、御番衆についても七月一二日に二貫一〇〇目の元入れで皆済して「諸家貸」から消えた。

嘉永五年には皆済が二件あり、短期の借入と返済も見られる。津田は閏二月二日に七貫二二・七二六匁、二月四日に五貫三四六・八二匁を元入れして皆済したが錢佐日記の同日条には「萬助因州様へ金子の受取と外二金四兩ト五文持参いたし、借受取と引替二参り候事⁽¹⁷⁾」とだけ記されているが、津田の返済に係る記述と考えられる。その後、安政二年(一八五五)正月に〇・〇二匁の「津田様分毛違徳得帳へ上

表5 嘉永元年～安政四年の元入れ状況

	嘉永元年	嘉永2年	嘉永3年	嘉永4年	嘉永5年	嘉永6年	安政元年	安政2年	安政3年	安政4年	皆済年
	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁	貫, 匁	匁	貫, 匁	
荒尾千葉助	5,613.249	6,422.389									嘉永2年
津田筑後	13,683.205	8,125.756	13,945.400		12,369.546						嘉永5年
荒木又之丞	3,896.233	1,167.289	1,491.609	6,799.440	2,469.142	884.533	508.354		439.889	5,423.476	安政4年
真田平四郎	4,049.893	884.812	1,704.724	3,492.383	527.661	641.642	119.875	53.507	328.962	65.862	明治4年
松平長門守	66,125.355	23,325.738									(嘉永2年)
池田	9,075.830	7,269.502	5,775.175	10,062.040	31,667.473						嘉永5年
乾八次郎	5,455.027	5,347.687	8,134.259	13,323.400	6,238.660	1,620.899	1,915.182	2,570.793	362.178	3,341.971	安政4年
蔵屋敷御番衆	300.000	300.000	300.000	2,100.000							嘉永4年
松平淡路守		46,600.853	19,016.040	3,092.920							嘉永4年
近藤類蔵			316.460	2,243.260	89.890		112.662	10,000.000	599.157	1,222.671	明治2年

ル」が行われて「諸家貸」から消える。池田は嘉永五年閏二月二日に三六・一三七匁を、二月二五日に三一貫六三二・三二六匁を元入れして皆済し、同月三〇日に〇・〇二匁が「池田様違 徳得帳」で処理されて「諸家貸」から消えた。短期の借入と返済では、裕之進が四月二七日に一三貫目を借入れたが、約八ヶ月後の一月二九日に皆済した。

嘉永六年三月九日に真田は六四一・六四一匁を元入れしているが、錢佐日記の同日条にも「因州様より真田様江金三十八兩式分式朱ト八分三三持参いたし、則請取遣し候事⁽¹⁸⁾」とあり、その関連と考えられる。

安政二年二月二九日には近藤が一〇貫目を返済した。同三年には錢佐日記の正月八日条に「常七因州銀封持参、但し扇子料証文⁽¹⁹⁾」とあり、「諸家貸」の同日にある荒木・真田・乾からの計一貫一三一・〇二九匁の元入れはそれとの関連と考えられる。

安政四年には錢佐日記の二月一日条に「米子蔵方金子赤九兩式朱金手形壹枚、五拾式両壹分式朱持来ル、金受取丈遣入⁽²⁰⁾」とあり、蔵屋敷より「赤(天保二朱金を指す)」である九兩二朱の金手形と五二兩一分二朱が到来したため、書状を出したとある。「諸家貸」では乾・荒木分で計三貫七七〇・〇八匁を元入れしており、乾についてはこれを以て皆済になり一月三〇日に〇・〇六匁が「乾様毛違 徳得帳へ」で処理されて「諸家貸」から消えた。荒木については正月六日に八・九九匁に錢佐へ返済した取引が見えるが、後に同日に同銀高が「荒木様内戻り」にされている。その後、四月二五日に四貫九九五・二四七匁を元入れして皆済しており、錢佐日記の同日条の「米子蔵方書状来ル、尤手形入山本様・常田様方⁽²¹⁾」はこの関連とも考えられる。そして一月三〇日に〇・〇六匁が「荒木様毛違 徳得帳へ」で処理されて「諸家貸」から消えた。

5 錢佐日記に見る近藤類蔵・真田平四郎

安政五年(一八五八)以降の「諸家貸」で残高があるのは、近藤・真田だけになり、近藤は明治二年(一八六九)、真田は同四年に皆済されているため、長期年賦となっていたことが窺われ、その返済については表6に示した。「錢佐日記」でも記述は少ないが、返済に係る箇所を取り上げてみたい。尚、本節における引用史料は「錢佐日記」である⁽²²⁾。

安政五年二月二日条には「勝兵衛、因州屋敷真田様・近藤様預ケ銀、元利

表6 真田平四郎・近藤類蔵の元入れ

	真田平四郎	近藤類蔵
	貫, 匁.	貫, 匁.
安政5年	537.519	774.831
安政6年	674.196	1,406.321
万延元年	1,637.505	1,502.203
文久元年		1,429.532
文久2年	736.042	1,026.032
文久3年	983.653	1,566.047
元治元年	755.428	1,684.488
慶応元年	1,067.182	2,927.944
慶応2年	1,898.254	1,759.759
慶応3年		3,757.155
明治元年	3,457.691	
明治2年	1,691.670	643.181
明治3年	2,832.572	
明治4年	2,646.727	

内入請取持参り候」とあり、「諸家貸」では翌三日に真田・近藤分の計一貫三四八・三五匁が元入れされていることが窺われる。尚、同六年については錢佐日記で関連する記述は見られない。

慶応二年（一八六六）正月五日条に「因州方丈助当二而御文箱参、則留守中二付封之俣預り置候事」とあり、因州より丈助へ文箱が届けられたが留守のため封のまま預かりになった。そして、翌六日条には「因州御差別仕切書并御証文為持遣候事、使佐一郎」とあり、佐一郎により因州へ御差別仕切書と証文が届けられており、「諸家貸」でも同日に近藤分が元入れされている。一月三〇日に「諸家貸」では真田分が元入れされ、二月二日条には「因州月賄・真田様御証文持参之事、使助吉」とあり、月賄である江戸雑用金と真田の証文を助吉が因州へ届けに行ったものと理解してよいだろう。

慶応三年正月八日条には「因州近藤様元利御入銀之事并二旧冬分御本証文持参之事、使熊吉」とあり、近藤分の元入分と利息分が入銀され、かつ昨年冬の本証文を熊吉が因州へ持参している。「諸家貸」では翌九日に近藤分の元入れが記載されている。二月二日条には「因州方近藤様御下ヶ銀参り、手形入御状壹通之受取差出し置候」とあり、翌二日に「諸家貸」で近藤分が元入れされている。同月二三日条には「因州方近藤様分御通御遣し被下候事」とあり、錢佐は近藤分の御通を渡したことが確認される。

慶応四年（明治元年、一八六八）は真田分だけが見られ、「諸家貸」では二月二一日に元入れされている。そして、二月二二日条に真田分の関連かは

不明だが、「因州屋敷へ証文持参之事、使文次郎」と、同月二三日条にも「因州方御証文御廻し之事」と記されている。

明治二年正月二八日条には「因州御差別一組并二真田様分同断、文次郎へ持参候事」とある。つまり「諸家貸」では、真田分の元入れが同日に行われ、本藩分の御差別も二月一日に行われている。そして、「諸家貸」では六月二〇日の元入れで近藤分が皆済される。具体的な記述ではないが六月一八日条に「因州方書状参り候事」とあり、同二一日条に「丈助、因州・徳山・高鍋商會罷越候事」「慶治郎、因州江参り夫方町方暑気見舞参り候事」という記載は見受けられる。そして、真田分も同四年四月三〇日の元入れで皆済した。

おわりに

錢佐と支藩や家老クラスとの関係で指摘できる点を述べておきたい。

鳥取藩では、少なくとも支藩の財政運営が苦しくなくなると、本藩は「被進金」という形で財政支援をしていたが、本藩でそれが無理なときは、本藩から大坂両替商へ支藩への融資の仲介を出していた。錢佐から鳥取藩家中への年末貸付残高は減少していくだけの傾向を示しているが、付出以降に発生した錢佐から御家中への出銀は嘉永元〜五年（一八四八〜一八五二）の一五六貫五二二・六匁に限られており、本藩は「因州家老」を御家中分という基本的には手を付けない奥にある非常の融資口と見なしていたと考えられる。

錢佐では、支藩への貸付に関しては錢屋佐一郎からの出銀が見受けられる。本藩では錢屋佐兵衛が窓口になったが、支藩や御家中では錢屋佐一郎で出銀されて、帳簿上は錢屋佐兵衛「諸家貸」に記載されたものと考えられる。錢佐から「因州家老」への貸付は、本藩の貸付である「因州」とは銀高の規模や性質も異なるため、会計処理上でも記載方法や判子・印鑑の使われ方にも相違が見られる。

- (1) 「諸家貸」(嘉永元年～明治三年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七―一〕)。
- (2) 拙稿「因州鳥取藩大坂借財関係資料 1―銭屋佐兵衛「諸家貸」より「因州」(鳥取県立博物館研究報告) 五四号、鳥取県立博物館、二〇一七年)。また、文書目録は次に所収される。『大坂両替商逸身家文書現況記録調査報告書』(東京大学、二〇一〇年)、『共同研究成果報告書 10―大坂の両替商銭屋佐兵衛の研究と展示』(大阪歴史博物館、二〇一六年)。
- (3) 『鳥取藩史』(二巻 世家・藩士列伝) 鳥取県、一九六九年、二二三頁。
- (4) 同上、二〇〇頁。
- (5) 「荒木保明家譜」(被召出年不詳～明治四年〔鳥取県立博物館所蔵 鳥取藩政資料…九九四〇〕)。
- (6) 「真田平四郎家譜」(寛文一二年～明治四年〔鳥取県立博物館所蔵 鳥取藩政文書…一〇二四〕)。
- (7) 『鳥取藩史』(二巻 世家・藩士列伝) 鳥取県、一九六九年、二〇八～二二一頁。
- (8) 『鳥取藩史』(二巻 世家・藩士列伝) 鳥取県、一九六九年、二〇七頁。
- (9) 『鳥取藩史』(二巻 世家・藩士列伝) 鳥取県、一九六九年、一八三頁。
- (10) 『鳥取藩史』(二巻 世家・藩士列伝) 鳥取県、一九六九年、一八三頁。
- (11) 「近藤兵太郎家譜」(元禄八年～明治二年〔鳥取県立博物館所蔵 鳥取藩政文書…九八六五〕)。
- (12) 『三百藩藩主人名事典 4』『明治維新人名事典』参照。『鳥取藩史』(一巻 世家・藩士列伝) 鳥取県、一九六九年、一七三～一七四頁。
- (13) 例外で貸付の一つ書に皆済年の十二支の朱印が押されているのは松平淡路守と裕之進だけである。尚、返済が終了した頁には中央に横線が引かれて抹消される。
- (14) 「鳥取藩政資料 家老日記テキストデータベース」鳥取県ホームページ (digital-museum.pref.tottori.jp>karounikki)
- (15) 「鳥取藩政資料 家老日記テキストデータベース」鳥取県ホームページ (digital-museum.pref.tottori.jp>karounikki)
- (16) 「鳥取藩政資料 家老日記テキストデータベース」鳥取県ホームページ (digital-museum.pref.tottori.jp>karounikki)
- (17) 『銭屋 I』(『大阪商業大学商業史博物館史料叢書』第八巻、同博物館編集(責任編集 池田治司)、二〇一三年、三頁。以下『銭屋 I』と略記する。
- (18) 『銭屋 I』八頁。
- (19) 『銭屋 I』四二頁。
- (20) 『銭屋 I』一一一頁。

(21) 『銭屋 I』一三二頁。

(22) 本節で参照した銭佐日記は次のようになる。「日記番 銭屋」(安政五年正月～五月〔F一〇一―九〕)、「日記 本逸身店」(慶応二年正月～六月〔F一〇一―四〕)、「日記 逸身店」(慶応二年七月～二月〔F一〇一―五〕)、「日記 本逸身」(慶応三年正月～七月〔F一〇一―六〕)、「日記 逸身」(慶応三年七月～二月〔F一〇一―七〕)、「日記 逸身店」(慶応四年正月～六月〔F一〇一―八〕)、「日記帳 いつミ店」(明治二年正月～六月〔F一〇一―二〇〕)。

翻刻凡例

- ・史料の解読は、「諸家貸」(嘉永元年～明治一九年〔大阪歴史博物館寄託 逸身家文書七―一])をもとにおこなった。
- ・本文を二段組みで印刷し、原文の体裁はおおむね尊重した。また、分りやすくするため、体裁を整えた箇所もある。△は人名・銀高内に押されていることが、その場合は支障がない程度に付近に移した。翻刻中の△印については朱印である傍注は施さない。他にも、刃以下の銀高で分厘毛の単位は行換えて記していることが多いため、注意されたい。
- ・校訂者の加えた傍注は()を施した。
- ①貼紙は「」で囲み、右肩に(貼紙)とした。
- ②銀額における「ズ」は貫、「リ」は厘、「も」は毛である。
- ・前帳からの貸付残高の「付出」では、附出の朱印が押されているが、この場合は朱印である傍注は施さない。
- ・貸付である出銀と返済である御差別の際には、その年の一二支の朱印(○で囲まれた)が押されているが、この場合は朱印である傍注は施さない。

逸身家文書 「諸家貸」〔七―一〕

〔因州家老〕

因州鳥取

松平因幡守様

御家中分

嘉永元申正月吉日付出し

附出 一銀拾貳貫卅四匁

八分六毛△

荒尾千葉助殿分

弘化二巳二月

元銀廿×三百五拾貳匁四分四り貳毛

内八×三百拾七匁六分三り六毛是迄入

引残

附出 一同四拾八貫百廿三匁

八分七り

津田筑後様分

天保十三寅二月

元銀百貫目

内五拾壹貫八百七拾六匁壹分三り入

引残

弘化三年三月

附出 一同貳拾五貫八百

四拾目⑩

荒木又之丞殿

未二月

附出 一同貳貫七百六拾目

荒木分

九厘貳毛⑩

弘化四未四月

附出 一同三拾貳貫目

真田平四郎殿

申正月

附出 一銀百貳拾貫六拾目

九分貳毛△

松平長門守様分

弘化四未四月

元銀百五拾九×六百廿五匁

内三拾九×五百六拾四匁九り八毛入

引残

弘化四未九月

附出 一同六拾三貫八百五拾目

池田

同

附出 一同三拾八貫三百拾匁

乾八次郎様分

弘化四未十二月廿一日

附出 一同三貫目

当地蔵屋敷御番衆中

嘉永元申正月

右差引残 三百四拾貫四百五十九匁四分八り かし

申二月十一日

⑩ 一同七×九百七拾三匁

津田分 七分壹り

〃

⑩ 一同五×四百五十五匁

乾分 二り七毛

⑩ 一同五×六百拾三匁△

荒尾千葉介様分 貳分四り九毛

⑩ 一同九×七拾五匁

池田様分 八分三り

⑩ 一同三×八百九拾六匁

荒木又之丞様分 貳分三り三毛⑩

⑩ 一同四×四十九匁

真田様分 八分九り三毛

四月朔日

⑩ 一同八分三り貳毛 荒尾千葉介様△ 入違 元銀増

四月二日

⑩ 一同貳拾貳貫百△

長門守様分 八拾貳匁六り七毛

五月廿八日

①一同六拾三貫五百七拾式匁 ② 松平淡路守様

亥五月三日納メ 六分

六月廿八日

③一同三百目 取

御番衆内入

嘉永元申八月晦日

④一銀廿一匁八百八拾三匁 取

長門守様分 九分九り

十二月卅日

⑤一同式拾式貫五十九匁 取

長門守様分 式分九り八も

〃

⑥一同五匁七百九匁 取

津田様分 四分九り五毛

嘉永元申十二月

右差引残 式百九拾五貫「八百」三拾四匁式分 かし

二月十九日

⑦一同五匁三百四拾七匁 取

乾様分 六分八り七毛

〃

⑧一同五貫百卅四匁 取

荒尾様分 七り式毛

〃

⑨一同七貫式百六拾九匁 取

池田様分 五分式毛

三月十八日

⑩一同八百八拾四匁 取

真田様分 八分一り式毛

⑪一同壹匁百六十七匁 取

荒木様分 式分八り九毛

四月十九日

⑫一同廿三匁三百廿五匁 取

長門守様分 七分三り八毛

八月五日

⑬一同廿四貫廿匁 取

淡路守様分 七分九り四毛

十月二日

⑭一同壹貫式百 取

荒尾様分 八拾八匁三分一り七毛

十二月廿日

⑮一同八貫百廿五匁 取

津田石見様分 七分五り六毛

⑯一同六貫五百八十九匁 取

淡路守様分皆済 壹り五毛

⑰一同拾五貫九百九十一匁 取

淡路守様分 四り四毛

嘉永式己酉三月廿六日

⑱一銀三拾壹貫八百 近藤類藏殿

五拾目

四月晦日

⑲一同三百目 取

御番衆

八月晦日

⑳一同三拾八貫百目 松平淡路守様

嘉永式己酉十二月

右差引残 式百六拾六貫「三」百四拾目式分三り かし

嘉永三庚戌正月六日

二月十三日

㉑一同壹貫七百 取

真田様分 四匁七分式り四毛

〃

㉒一同八貫百卅四匁 取

乾様分 式分五り九毛

二月廿五日

⑤一同壹貫四百九拾壹匁 ⑥ 取
荒木様分 六分九毛

三月二日

⑤一同三百拾六匁

近藤様 四分六り

取

十一月廿五日

⑤一同拾貫目 乾八治郎殿

十一月晦日

⑤一同拾三貫九百

津田様分 四拾五匁四分

取

十二月廿二日

⑤一同拾九貫拾六匁

淡路守様分 四り

取

十二月廿九日

⑤一同三百目

御番衆

取

⑤正月廿五日

⑤一同五〆七百七拾五匁

池田様分 壹分七り五毛

取

嘉永三庚戌十二月

右差引残 貳百貳拾五貫六百五拾六匁五分九り かし

嘉永四辛亥正月吉日

二月二日

⑤一銀貳貫貳百四拾三匁

近藤様分 貳分六り

取

亥二月二日

⑤一銀拾貫六拾貳匁

池田様分 四り

取

〃

⑤一同六貫七百九十九匁 ⑥

荒木様分 四分四り

取

〃

⑤一同拾三貫三百廿三匁 取
乾様分 四分

二月廿日

⑤一同三貫四百九拾貳匁

真田様分 三分八り三も

取

五月三日

⑤一同三貫九拾貳匁

淡路守様分 九分壹り

取

七月十二日

⑤一同貳貫百目

御番衆

取

⑥一同壹り

淡路守様算用詰不足徳得帳へ

取

嘉永四辛亥十二月

右差引残 百貳拾貫九百七拾目五分五り かし

嘉永五子年正月吉日

閏二月二日

⑤一同七貫貳拾貳匁

津田様分 七分貳り六毛

取

〃

⑤一同八拾九匁

近藤様分 八分九り

取

〃

⑤一同卅六匁

池田様分 壹分三り七も

取

〃

⑤一同六〆四十九匁

乾様分 六分貳り三も

取

〃

⑤一同百八十九匁

乾様分 三り七も

取

四月十二日

① 同貳貫四百 取

荒木様分 六拾九匁壹分四り貳毛

四月十二日

② 同五百廿七匁 取

真田様分 六分六り壹毛

四月廿七日

③ 同拾三貫目 かし

裕之進様分 子十二月廿九日

子十二月四日

④ 一銀五匁三百四十六匁 取

津田様分 八分貳り

十二月廿五日

⑤ 同卅壹匁六百 取

池田様分皆済 卅壹匁三分壹り六毛

子十二月卅日

⑥ 同貳り 取

池田様違 徳得帳へ

嘉永五子十二月

右差引残 六拾七貫六百八匁貳分五り かし

嘉永六丑正月吉日

二月廿三日

⑦ 一銀八百八拾四匁 取

荒木様分 五分三り三毛

三月九日

⑧ 同六百四拾壹匁 取

真田様分 六分四り貳毛

三月廿五日

⑨ 同壹匁六百廿匁 取

乾様分 八分九り九毛

嘉永六丑十二月

右差引残 六拾四貫四百六拾壹匁壹分九り かし

嘉永七寅正月吉日

二月廿九日

⑩ 一銀百拾九匁 取

「真田様分」^(貼紙) 八分七り五毛

〃

⑪ 同百拾貳匁 取

近藤様分 六分六り貳毛

〃

⑫ 同五百八匁 取

荒木様分 三分五り四毛

〃

⑬ 同壹貫九百拾五匁 取

乾様分 壹分八り貳毛

嘉永七寅十二月

右差引残 六拾壹貫八百五匁壹分三り かし

安政貳卯正月吉日

正月廿四日

⑭ 一銀貳貫五百七拾目 取

乾様分 七分九り三毛

二月廿九日

⑮ 同拾貫目 取

近藤様分

卯二月廿九日

⑯ 一銀五拾三匁 取

真田様分 五分七毛

卯正月

⑰ 同貳り 取

津田様分毛違徳得帳へ上ル

安政貳卯十二月

右差引残 四拾九貫百八拾目八分貳厘 かし

安政三辰正月吉日

正月八日

⑱ 一銀四百三拾九匁 取

荒木様分 八分八り九毛

〃

④一同三百廿八匁

真田様分 九分六り弍毛

〃

④一同三百六拾弍匁

乾様分 壹分七り八毛

七月廿九日

④一同五百九拾九匁

近藤様分 壹分五り七毛

安政三辰十二月

右差引残 四拾七貫四百五拾目六分六り かし

安政四巳正月吉日

正月六日

④一銀八匁

荒木様分 九分九り

〃

④一同壹貫弍百廿弍匁

近藤様分 六分七り壹毛

二月十一日

④一同三貫三百四拾壹匁

乾様分 九分壹り壹毛

〃

④一同四百廿八匁

荒木様分 壹分六り九毛

〃 正月六日ノ

④一同八匁九分九り

荒木様内入戻り

三月朔日

④一同六拾五匁

真田様分 八分六り弍毛

巳四月廿五日

④一銀四貫九百九拾五匁

荒木様分 弍分四り七毛

巳十一月晦日

④一同六り

荒木様毛違 徳得帳へ

〃

④一同六り

乾様毛違 徳得帳へ

〃

④一同四り

是迄毛違 同断

安政四丁巳十二月

右差引残 三拾七貫三百九拾六匁六分六り かし

安政五午正月吉日

二月三日

④一銀五百(貼紙)三拾七匁

真田様分 五分壹り九毛

〃

④一同七百七拾四匁

近藤様分 八分三り壹毛

安政五戊午十二月

右差引残 三拾六貫八拾四匁三分弍厘 かし

安政六未正月吉日

正月晦日

④一銀壹×四百六匁

近藤様分 三分弍り壹毛

二月廿四日

④一同六百七十四匁

真田様分 壹分九り六毛

安政六己未十二月

右差引残 三拾四貫三匁八分壹り かし

安政七申正月吉日

正月九日

①一銀壹貫五百貳匁
近藤様分 貳分三毛 取

//

②一同九百五拾目
真田様分 六分壹り三毛 取

十二月廿八日

③一同六百八拾六匁
真田様分 八分九り貳毛 取

安政七庚申十二月

右差引残 三拾貫八百六拾四匁壹分壹り かし
万延貳辛酉二月十三日

④一銀壹貫四百貳拾
近藤様分 九匁五分三り貳毛 取

万延貳辛酉十二月

右差引残 貳拾九貫四百三拾四匁五分八り かし
文久貳戌正月吉日

正月廿四日

⑤一銀七百三拾六匁
真田様分 四り貳毛 取

二月廿九日

⑥一同壹匁貳拾六匁
近藤様分 三り貳毛 取

文久「貳壬戌」^(貼紙)十二月

右差引残 貳拾七貫六百七拾貳匁五分壹り かし
文久三亥正月吉日

正月十三日

⑦一銀九百八拾三匁
真田様分 六分五り三毛 取

二月十四日

⑧一同壹貫五百六拾
近藤様分 六匁四り七毛 取

文久三癸亥十二月

右差引残 貳拾五貫百貳拾貳匁八分貳り かし
文久四子正月吉日

正月廿三日

⑨一銀壹貫六百八拾四匁
近藤様分 四分八り八毛 取

二月五日

⑩一同七百五拾五匁
真田様分 四分貳り八毛 取

文久四甲子十二月

右差引残 貳拾貳貫六百八拾貳匁九分貳り かし
元治貳丑正月吉日

正月十六日

⑪一銀壹貫七百拾六匁
近藤様分 四分四厘七毛 取

//

⑫一同壹貫六拾八匁
真田様分 壹分八り貳毛 取

十二月廿三日

⑬一同壹貫貳百拾壹匁
真田様分 四分九り七毛 取

元治貳乙丑十二月

右差引残 拾八貫六百八拾六匁八分壹り かし
慶応貳寅正月吉日

正月六日

⑭一銀壹貫七百五拾九匁
近藤様分 七分五り九毛 取

十一月晦日

⑮一同壹貫八百九拾八匁
真田様分 貳分五り四毛 取

慶応貳丙寅十二月

右差引残 拾五貫貳拾八匁八分壹厘 かし

慶応三丁卯正月吉日

正月九日

①一銀「壹貫八百四十一匁」^(貼紙) 取

近藤「様分」五分九厘「壹も

十二月廿二日

②一同壹貫九百拾五匁

近藤様分 五分六厘四毛

慶応三丁卯十二月

右差引残 拾壹貫貳百七十一匁六分六厘 かし

慶応四戊辰正月吉日

二月廿一日

③一銀三貫四百五拾七匁 取

真田様分 六分九厘壹毛

^(明治)元治戊辰十二月

右差引残 七貫八百拾三匁九分七厘 かし

明治貳巳正月吉日

正月廿八日

④一銀壹貫六百九拾壹匁 取

真田様分 六分七厘

六月廿日

⑤一同六百四拾三匁 取

近藤様分皆済 壹分壹厘壹毛

巳十二月晦日

⑥一同七厘 取

近藤様分毛違 徳得帳へ

明治貳巳巳十二月

右差引残 五貫四百七拾九匁壹分貳厘 かし

明治三年正月吉日

三月廿六日

⑦一銀貳貫八百三拾 取

真田様分 貳匁五分七厘貳毛

明治三庚午十二月

右差引残 貳貫六百四拾六匁五分五厘 かし
明治四未正月吉日

四月晦日

⑧一銀貳貫六百四拾 取

真田様分皆済 六匁四分七厘

十二月晦日

⑨一同八厘 取

右同人様分毛違 徳得帳へ

明治四辛未十二月

右差引残 無出入